

平成25年度鳥取県環境審議会（第1回）

日 時 平成26年2月6日（木）
午前10時から12時30分まで
場 所 ホープスター鳥取 2階 真珠の間

○広田課長

それでは、定刻となりましたので、ただいまより平成25年度鳥取県環境審議会（第1回）を開会させていただきたいと思っております。

本日の司会進行を務めさせていただきます環境立県推進課長をしております広田と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、開会に先立ちまして、日置会長より御挨拶をお願いいたします。

○日置会長

おはようございます。本日は、春は名のみ寒い中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。本年度第1回の環境審議会ということで、よろしくお願いいたします。いつも議論が白熱して時間が足りなくなるということから、きょうは時間を30分延長して、12時半までとしていただきました。お昼にかかって申しわけありませんが、よろしくお願いいたします。

さて、平成25年度は、全国植樹祭に始まり、エコツーリズム世界大会、それから全国都市緑化フェアと、本審議会に関係があるような行事がめじろ押しでございましたが、それらも全て無事終わりました。これからまた落ちついて環境に関する諸課題に取り組むべき時期になったと考えております。きょうもたくさん重要な案件がありますので、皆様の忌憚のない活発な御意見をお願いしたいと思います。

簡単ですが、以上で挨拶といたします。

○広田課長

ありがとうございました。

それでは、続きまして、事務局を代表いたしまして、鳥取県生活環境部、中山部長より一言御挨拶申し上げます。

○中山部長

どうもおはようございます。生活環境部長の中山でございます。日置会長のほうからのお話でしたが、足元の悪い雪模様の中、またお忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日は、いろいろ諮問事項、第6期中海に係ります湖沼水質保全計画を初めとして、かなり盛りだくさんの諮問事項、また部会の議決事項、報告事項等を御議論いただくこととなります。今回、私ども、グリーンウェイブという形でさまざまなイベントを展開いたしました。来年にもまたこちらのほうの審議会等の御意見等を踏まえながら、より環境の保護ということに努めてまいりたいと考えているところでございます。どうかよろしくお願いいたします。

○広田課長

ありがとうございました。

続きまして、本日お配りしております資料の確認をお願いしたいと思います。次第と配

席表、それから資料の右上に資料番号を振っておりますが、資料1から資料8まででございますので、御確認をお願いいたします。皆さんおそろいでしょうか。よろしいでしょうか。

なお、本日の出席委員数ですが、まだお見えになっていない委員の先生もいらっしゃいますが、一応21名の御出席予定でございます。条例の規定に定めます半数以上を満たしていることを御報告させていただきたいと思っております。

それでは、今後の進行は日置会長にお願いできますでしょうか。よろしくをお願いいたします。

○日置会長

承知いたしました。

それでは、座って進めさせていただきます。

先ほど申し上げましたように、きょうは2時間半を予定しております。長時間にわたりますので、タイミングがよければ途中で小休止を入れたいと思っておりますが、議事の進行によってはそれが無理な場合もございます。その際、手洗い等は各自行っていただいて結構ですので、よろしくお願いいたします。

それから、議論が白熱してまいりますと、ランダムに発言をされる場合もあると思っておりますが、必ず挙手をして発言をしていただくようお願いいたします。

それでは、まず審議事項に入りたいと思っております。

まずはお手元の議事次第のとおり、議事（1）の諮問事項、第6期中海に係る湖沼水質保全計画（案）について、事務局より御説明願います。

○金涌課長

失礼いたします。水・大気環境課長の金涌と申します。これから諮問内容を説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

資料1をごらんいただきたいと思います。諮問内容でございますが、湖沼水質保全特別措置法の規定に基づきまして、今回、第6期の中海に係る湖沼水質保全計画（案）について、水質防止法の規定に基づき鳥取県環境審議会の意見を求めるものでございます。

裏をごらんいただきたいと思います。裏には諮問理由をつけております。中海につきましては、湖沼水質保全特別措置法に基づきまして指定湖沼の指定を受けておりまして、鳥取県、島根県両県において平成元年より5期にわたって湖沼水質保全計画を策定して、各種の水質保全対策を進めているところでございます。その結果、長期的には水質改善傾向にありますが、また利活用も活発化しておりますが、依然としてCOD、それから全窒素、全リンとも環境基準の達成には至っておりません。引き続き中海の水質改善を図るために、来年度、平成26年度中に次期計画を策定して、水質保全対策を総合的かつ計画的に推進する必要があります。つきましては、第6期中海に係る水質保全計画について御審議をお願いするものでございます。

以上が諮問と諮問理由でございます。

引き続きまして、現在の中海の状況、また法令関係を簡単に御説明していきたいと思っております。

1ページをごらんいただきたいと思います。中海につきましては、平成元年2月3日に指定湖沼として宍道湖と一緒に中海・宍道湖として指定を受けておるところでございます。

先ほどから申しますが、1期計画に比べて水質改善はよくなってきておりますが、やはり先ほど申しますようになかなか基準を達成できてないということで、6期の計画を立てるものでございます。

水質湖沼特別措置法に基づきますと、2番の根拠法令のところでございますが、この計画には4条の3、中ほどでございますが、湖沼水質保全計画においては次の事項を定めるものとするということで、主なものとしては計画期間、水質の保全に関する方針等を定めるという形になっておりまして、3番のほうをごらんいただきたいと思っております。法定事項としまして、計画期間は今、平成26年度から平成30年の5年間を考えております。また、水質の保全に関する方針としましては、望ましい湖沼の水環境及び流域の将来像ということで、長期ビジョンを定めるようになっておりますが、これは5期計画で策定済みでございます。また、次に、水質環境基準の目標と対策を決定していくと、それから、流出水対策地域の指定におきましても米子湾を5期計画で定めております。また、水質の保全に資する事業としましては、下水道の整備による流入負荷等の削減、それから工場、事業所による排水対策等、それから流出水対策地域における汚濁負荷の対策とか、自然環境の保全とか、そういうものを計画に盛り込んでいくと。一番下の段でございますが、水質の監視、モニタリング等の実施方法もここで決めていくという形になっております。

2ページをごらんいただきたいと思っております。現在、この6期計画を定めるに当たっての検討課題でございます。やはり水質改善に向けた取り組みの強化が重要と考えております。生活排水処理施設の整備なり、工場、事業所からの排水規制等の対策を行ってまいりましたが、湖沼計画の目標値を達成できていない。これまでの5期までの対策を踏まえて、鳥取県、島根県、国土交通省なり、周辺市と連携して、これまでの流入負荷削減を進めるとともに、汚濁原因の解明に努めて、効果的かつ具体的な浄化対策の検討を考えていく必要があると思っております。

5番目でございますが、今回の策定のスケジュールでございます。一番上、今回2月の環境審議会に諮問をさせていただきます。その後、住民説明会なり意見聴取を実施して、計画骨子を作成して、9月に環境審議会のほうにかけさせていただきたいと考えております。その後、12月にパブリックコメントを行いまして、来年の1月から2月にかけて環境審議会から答申をいただきたいと考えております。その後、環境大臣との協議等がございまして、27年3月に計画策定というスケジュールで進めたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

3ページをごらんいただきたいと思っております。3ページは湖沼水質保全特別措置法の体系でございます。真ん中の括弧内に「湖沼水質保全計画（都道府県知事）」と書いてあります。このところが今のこれから定めるところでございますが、下のほうに水質保全とか、汚濁負荷削減のための規制等という形のフロー図でございます。これは後でまたごらんいただきたいと思っております。

4ページをお願いいたします。現在の全国の指定湖沼の状況でございます。11湖沼でございます。地図を見ていただきますと、中海、宍道湖でございます。それから、下のほうの表でございますが、ことしの1月現在で、各湖沼、11湖沼ございますが、その中でこういう計画を立てて進めているという形で、中海、宍道湖につきましては、来年度、第6期の計画を立てるということでございます。

それから、5ページのほうは、中海に係る指定地域、それから流出水対策地域ということで米子湾を指定しておりますので、その地図でございます。

6ページをごらんいただきたいと思います。第5期の概要でございます。第5期におきましては、真ん中の段でございますが、長期ビジョン「みんなで守り、はぐくむ、豊かな中海」という目標を立てて長期的に進めていくと、目標期間はおおよそ25年後、平成45年度においてこの将来像を実現するというので、長期ビジョンを策定しております。それから、下のほうに長期ビジョンを実施するための施策の方針というものも立てております。また、5期で達成すべき水質目標でございますが、CODについては5.1なり、全窒素については0.46なり、こういう5期の水質目標を立てて対策を進めているところでございます。

7ページをごらんいただきたいと思います。この5期の計画において、主な対策ということで上げさせていただいております。生活排水対策、それから湖沼の浄化対策、それから工場・事業所の排水対策とか農業地域の対策という形で、下水道にしても目標値を立てて順次進めてきておるところでございます。

8ページを飛ばして9ページでございます。5期で計画を立てて、それについて毎年検証をやっていっているところでございます。大体おおむね計画どおりに進んでいるところで。一例をとりますと、生活排水処理施設、一番上の図で、図1が島根県側、図2が鳥取県側でございます。平成25年度、目標値82ということで、下水道、生活排水処理施設の整備の計画を立てておりまして、平成24年度において84%という形で目標値を超えております。参考に、下のほうに参考1、2とつけておりますが、中海に流入する汚濁負荷量の推移ということで、昭和63年から比べると河川からの流入等の負荷が低減されていることが見えます。

引き続きまして、10ページをお願いしたいと思います。24年度、昨年度の水質測定結果についてでございます。環境基準の達成状況につきましては、COD等、いずれの項目も環境基準を達成しなかった、また、5期の水質保全計画の目標水質についてもいずれの項目も水質目標を達成しなかったという状況でございます。10ページの下の方に経年変化という形でまとめております。そこはまたごらんいただきたいと思います。

それから、中海でございますが、現在、中海の水質保全という観点と、中海をどう利用、活用していこうかということで、マップをつくっております。米子湾におきましても、泳げる中海を目標に、中海オープンウォータースイム等が開催されて、全国から選手の方が集まっている状況でございます。

以下、12ページからは湖沼水質保全の基本方針なり関係法令なりを添付しております。また、18ページ以降に第5期の水質保全計画の全文をつけておりますので、参考にしていただきたいと考えております。

以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いいたします。

○日置会長

ありがとうございました。

本件は、本日諮問ということになります。ちょっとお尋ねしたいのは、スケジュールがございまして、第6期は平成26年度策定となっておりますが、26年度の一番最後に具体的にはなるように思うのですけれども、この時間的な関係はこれでよろしいのでしょうか

か。

○金涌課長

5期の計画が平成25年度まででして、25年度の実績もこの次の計画に反映させながら行うという形になりますので、計画期間は26年から30年ということになっております。

○日置会長

ですが、この2ページのスケジュール予定を見ますと、来年の3月に計画策定ということで、空白期間が生じないのかなという、これはよろしいのでしょうか。

○金涌課長

前期の計画からずっとそういう形で来ておりまして、5期計画の最終年度が25年度、今年度ですので、その実績も含めて来年、27年中に26年度から30年の計画を立てるようなスケジュールで今まで来ております。

○三木次長

済みません。計画策定はこういうことになりますけれども、実際の事業につきましては、既に関係部局等、関係機関で次期に盛り込む事業を今検討中でございますので、それにつきましては26年度当初から実際には実態として動かしていくということで御理解いただけたらと思いますけれども。

○日置会長

わかりました。

もう一つは、本日は諮問ということで、これは大気・水質部会に付議することになるのですけれども、全体会としては今回と、それから部会からまた報告が上がってきてからということになります。本会全体での意見を聞く機会は本日あると考えてよろしいのですか。

○金涌課長

意見は言っていていいです。一応考え方としては、諮問をお願いして、全体会で最終的に27年の1月にお願いするような形です。今回、また御意見等ございましたら…

○中山部長

今回も含めて御意見いただいて、基本的には部会のほうでの審議とかがまず中心になるかと思っておりますけれども、環境審議会のほうでの議論の部分、中にない部分がありますけれども、折々また御相談させていただきながら、また別途意見をいただく機会とか、そこは柔軟に広く御意見をいただく形で考えたいと思います。スケジュールリングがまだ確定しておりませんので中に書いておりませんが、そこは広くとりたいと思っております。

○日置会長

了解いたしました。

ということですので、ただいま御意見があればお願いしたいと思います。今後意見を述べていただく機会は多々ありますけれども、よろしければどうぞ。

○宝来委員

鳥取大学の宝来です。具体的な取り組み、対策に関して御報告いただいたのですけれども、2点ほどお伺いしたいことがあります。

1点目は、この水質項目で、達成すべきところで、目標値がCODが5.1、全窒素が0.46、全リンが0.046という目標値を設定されていらっしゃるようですが、この目標値の根拠は何なのかなと思ったのが一つです。それはなぜかといったら、COD5.3から7.3の幅で今回、現状、これは平成20年度と書いていらっしゃるようですが、ことしも6でいいのかな、結局、CODはちょっと高いのですが、全窒素に関しては0.01しか違いがないとか、0.06と0.046、非常に値は案外近いのではないかなと思ったので、目標値をこれだけに絶対にしなきゃいけないというその根拠というのを教えていただきたいというのがまず1点です。

○三木次長

今のは6ページをごらんになっての御質問ですね。ちょっと仕組みをお話しさせていただきたいと思いますが、基本的にはCODは環境基準3ppmを達成するのが最終目標でございますけれども、なかなか汚濁が進んでおりまして、一気にはいかないというところについてはこういう特別の水質保全計画をつくってやりなさいというのが法律の目標でございます。この目標値をどうやって出すかにつきましては、先ほどちょっとお話しさせていただきましたけれども、例えばその5年間でどういう事業をどのぐらいやるかというのをまず集約いたしまして、それを事業の中身として、先ほど何%進捗とありましたが、そういう事業を進行管理していくということが一つ。それから、数値的なシミュレーションで、その事業を全部やったときには、今の水質に比べてどのぐらいに改善するかというのを水質のコンピューターシミュレーションで出しまして、それがこの目標値になりますので、その事業量と、それからこの水質の両方で進捗管理をしていこうという仕組みになっております。

○宝来委員

中海に対しての設定値であるということですよ。この値は、例えばほかの手賀沼とか、ほかの湖沼の設定値と比較した場合に同じぐらいなのか、それとも低いのか高いのか、そのあたりのことを教えていただけますか。

○三木次長

湖沼によって状況が違いますので……。 (発言する者あり) 済みません。真ん中よりちょっと下ぐらいということみたいです。

○宝来委員

ではどちらかといったらきれい目ということでもいいのですか。

○三木次長

はい。

○宝来委員

もう一つ、7ページですが、第5期計画における主な対策というふうに、1、2、3、4、5、6、7、8、9という項目で対策を立てようと考えていらっしゃる感じですが、これは優先順位があるのか、それとも同時に進めていこうとしているのか、それを教えていただけたらなと。

○三木次長

優先順位というのは特にございませんで、あらゆる観点からやっていく必要があるということで、生活排水とか、それから規制措置とか、それから普及啓発の措置とか、そうい

う観点から列挙しておりますので、あらゆるものを、できることをやっていくということでございますけれども。

○宝来委員

結局費用対効果という面があると思うのですが、必ずしも全部費用対効果が一緒なわけではないですし、お金には限りがあるわけですね。そのあたりのことはちょっと突き詰めたほうがいいのではないかなと思った次第でした。

○三木次長

当然1番の下水道等につきましてはかなりの費用がかかりますので、下水道についても国の中で交付金の額は決まっていますので、その中でどういう形でやっていくとか、その辺は個別には議論をしていきます。

○宝来委員

どうもありがとうございました。

○日置会長

ほかにいかがでしょうか。

芳賀先生。

○芳賀委員

鳥取大学の芳賀といいます。今の質問にも関係しますが、結局大事になってくるのはその対策だと思います。先ほど、例えば1番から9番まで上げたときに、どれも重要な項目だということですが、9ページに参考という形でグラフが載っていますが、これがとても重要になってくるのではないかと思います。例えばここ何十年かけて、要するに自然系のピンク色のグラフが減ってないですね。こういうことがわかっている段階であれば、その対策の優先順位というか、やっぱり力のかけようというのがおのずとわかるはずで、これはとりもなおさず湖にどれだけ自然系の汚濁物質が入ってくるか、その入ってくる量をいかに算出するかというところとも関係してくると思うので、その辺の絡みをもう少し明確にした上で対策を考えられたほうがいいのかなと思います。

○三木次長

ありがとうございます。済みません。御指摘のとおりで、私の説明が先ほど不十分でした。9ページのところで、当初、下水道とか生活系を重点にしておりましたので、ごらんいただくと、かなり生活系が減ってきている。定住系ですね。そういうのが減ってきておりました、総体的にやっぱり自然系とか、そういうものは残ってきているということがございますので、例えば先ほど課長のほうが説明させていただきましたが、米子市の流出入対策とか、その辺は、これ自然系を主に入れたところですね。これは5期から新たに設けておられますので、御指摘のとおり、こういう負荷の増減を見ながら、これに対応して重点的にやっていく視点は持っておりますので。

○芳賀委員

それでではさらにコメントなのですが、今、こういう分野で一番ネックになるのが、どれだけ入ってくるかという、流入してくるかというの見積もるときに、結局どういうふうに調査して出てきた値がもとになっているかと。つまり具体的に言うと、雨が降って増水したときに結局自然系からどれだけの負荷があるかと。その雨の関係で値が押しえられているかどうかで随分1年間の見積もる量が違ってきますと。場所によっては50%以上、

雨の最中だけで負荷が起こるという報告も結構あるので、その辺が入ってないはずで、雨のときの調査項目というのは全国的に少ないので、例えば指定湖沼で今まで使われていたとすれば、11個ある指定湖沼のうち3つぐらいでしか雨の値が含まれてないという報告もありますので、その中から見ると、確かに宍道湖とかはまだ入ってなかったのではないかと思います。だからそれを入れると、このピンク色の棒がもっとぐっと伸びる可能性が出てきますので、やはりそのことを考慮した上で対策を立てていただけたらなと思っております。

○三木次長

ありがとうございます。そういう視点で適切に流入負荷が把握できるように検討させていただきたいと思います。

○日置会長

ほかにいかがでしょうか。

赤尾委員。

○赤尾委員

鳥取大学の赤尾です。2点教えていただきたいのですけれども、1点目は、今度の目標がかなり微妙なものというか、だんだん目標を達成する理由もわからず計画立てていくところになってきているのかなと思うのですが、それにおいてはメカニズムの解明というところが重要な点。そのためには現在の定点観測ポイントだけの調査では物足らず、やっぱり連続モニタリング等々を進めていくと、そのようなお話もちょっと出たかなと思うのですが、現在進めている、あるいは今後進めていく連続モニタリングの計画、あとそのデータがどの程度アベイラブルというか、我々が入手可能なものなのかといったところの現状について教えていただきたいと思います。

○三木次長

赤尾先生御存じのとおりで、メカニズムは非常に難しいのですけれども、そうはいってもやっぱりメカニズムを考えていかなければならないというのは御指摘のとおりです。先ほど流入負荷の御指摘をいただきましたけれども、もう一方で、湖底にたまっている溶出というのが一つの大きな視点でございまして、そういう視点で、昨年から2年間で中海全体の底質の調査をかなり詳細にやっておりますし、それから、従来、米子湾のほうが非常に流動が悪いのではないかということで、非常に汚れている最悪地点だったものですから、これにつきましても詳細な流動調査を行っておるところでございまして、そういう結果を踏まえて対策をしていきたいということで、この調査結果については当然広くお示しすることになると思います。

○赤尾委員

そういったデータはホームページ等で開示されるのか、それとも請求してもらえるのかというところはどのようなのでしょうか。

○三木次長

概要についてはホームページ等で可能です。かなり詳細になりますので、そこまではちょっと……。当然御請求いただければお示しできます。

○赤尾委員

あともう1点、次期計画が平成30年までと聞いた気がするのですが、特に汚染を考え

ると、人がそこにいるから汚染が進むわけで、今後、人口減少していくと思うのですが、そういったところの見積もりというのはどのようになっているのでしょうか。平成30年にどのような人口がそこにいると考えられて今後の計画を立てていかれているのでしょうか。

○三木次長

人口そのものというよりも、人口減少に伴って生活排水の動態とか、そういうことで間接的に見ているということになるかと思えますけれども。

○中山部長

例えば下水計画などは当然計画期間中の中で人口流動をとりながら、当然きっちりとした人口流動はとれませんので、厚生省のデータなり、人口動態を使いながらのトレンドにしかならないとは思いますが、その格好での見直しは随時やっていますので、当然生活系の流入についてはこちらのほうもそれをもとにしながら、特に下水関係とか生活関係は、それに反映していくという格好での反映になろうかと思っています。

○日置会長

赤尾さん、よろしいですか。

では鶴崎委員。

○鶴崎委員

水質に直接のことではないのですが、お尋ねなのですが、2ページのスケジュールを拝見しますと、環境審議会は27年の1月から2月のところにしか出ていないのですけれども、環境審議会はもう年に1回しか予定してないということでしょうか。この1年間は1回しかなかったのですが、今後も1年1回だけの予定で、夏ごろには予定はしていないということでしょうか。

○中山部長

今回は、環境審議会、答申のところでは1回入れておりますけれども、時期的な部分ではめづらかったということですので、また委員の皆さんで御協議しながら、環境審議会は開かせていただきますので、1回だけに限っているという趣旨ではございませんので、御理解賜りたいと思います。

○鶴崎委員

そうですね。それならよろしいのですが、別なところでもあるかもしれませんが、私の関係している生物関係のところでは、今の鳥取県の環境行政はもうぶっちぎりで最低です。全県最低というか、もうぶっちぎりでひどい状況になっております。湖山池問題だけではない。白タヌキの展示だとか、それから鳥取砂丘でも今、保全上非常に大きな問題を抱えておまして、あり得ない状態だと思っています。いろいろ考えますと、以前の片山知事のときには少なくとも環境審議会は年に2回はあった。もしかすると3回あったかもしれない。それぞれの環境審議会も午後にたっぷり時間をとった。きょう長くとって2時間半と言われましたが、最低でも3時間はあって、そういう長い議論をしていたわけです。こういうたくさん問題がある時期に、年1回のもので済ませようというのはとても問題だと、我々の意見を吸い上げていただく機会がもうないということですので、ぜひもっと活発に開催して、我々の意見も考慮していただきたいと、お願いしたいと思います。

○中山部長

繰り返しになりますが、この1月、2月は答申をいただくために、ここは開かせていただかなければいけないということではめていますので、決して1回だけでやるということではございません。要望なり状況に応じて環境審議会等も随時開催させていただきたいと思っております。

○鶴崎委員

それならいいですが、この1年、これが1年ぶりです。たしかそうですね。

○日置会長

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

よろしければ、本日は諮問ということですので、今回この諮問をお受けすることとします。

今回の諮問事項は専門的な審議が必要と思われまますので、部会の所掌分担に基づいて、大気・水質部会に付議し、その結果を再度、本会議で審議したいと思えますが、いかがでしょうか。異議ございませんか。

それでは、本件は大気・水質部会に付議いたしますので、議論をお願いいたします。

その際に、先ほどいろいろ御意見がありましたように、十分な科学的データに基づいた検討をぜひお願いしたいと思えます。岡崎部会長を初め、部会委員の皆様、よろしく願いいたします。

それでは、次の議事に移りたいと思えます。

前回の審議会において、環境審議会運営要領を改正し、会長が同意した部会議決事項については、その決議を総会で報告することとなっております。前回の審議会以降に部会で議決した事項がありますので、事務局からまとめて説明願います。

また、これらに関する質問等については後でまとめてお受けいたします。

では、お願いします。

○小畑課長

くらしの安心推進課の小畑と申します。

資料の2をごらんいただきたいと思えます。温泉・地下水部会のほうで議決いただいた事項について御報告させていただきます。

今年度議決いただきましたのは、温泉法の規定に基づきます温泉の掘削、同じく動力、いわゆるポンプの設置、それから増掘、こういったことについて御審議いただき、議決いただいております。

部会は、今まで2回開催しております。第1回目は平成25年5月31日。この日に御審議いただきましたのは、鳥取市及び湯梨浜町における動力装置の設置でございます。このうち鳥取市の案件につきましては、許可が適当との御判断をいただいております。ただ、湯梨浜町のほうの案件につきましては、データ等がまだ足りなかったことと、あと利用計画がはっきりしないことがありましたので、こちらのほうにつきましては審議を保留しております。こちらにつきましては、改めて申請者のほうから来年度、平成26年度にこれらのデータをそろえた上で、再度資料等が出てくると思えますので、そちらのほうで御審議していただくことになっております。

それから、第2回目は10月9日に開催しております。このときの審議案件といたしましては、温泉の掘削3件、それから増掘1件、動力の設置が3件の合計7件でございます。

こちらは倉吉市及び三朝町のほうでの案件でございますが、これらにつきましてはいずれも許可が妥当という議決をいただいております。以上でございます。

○濱江課長

続きまして、緑豊かな自然課の濱江でございます。

お手元の資料の3をごらんいただけませんか。三徳山鳥獣保護区三徳特別保護地区の再指定についてということがございまして、こちらの案件につきましても、鳥獣保護部会のほうを開催いたしまして、諮問、答申されたところでございます。簡単に御説明させていただきます。

現在、県内には鳥獣保護区、県が指定しているものが20、そして国が指定しているものが2つございますけれども、その中でも一番重要な地域のことを特別保護地区とさせていただいております。県が指定しております特別保護地区が、久松山、芦津、三徳山、この3カ所ございまして、今回はこの三徳山特別保護地区の再指定についてお諮りしたものでございます。面積は、三徳山鳥獣保護地区の中の一部でございまして、50ヘクタール、全て私有地でございます。再指定の存続期間としまして、平成25年11月1日から35年10月31日までの10年間でございます。皆様御承知かもしれませんが、三徳山が一部国立公園に編入されたという記事を読まれたかと思っておりますけれども、この三徳山特別保護地区におきましても、現在、県立自然公園の中に位置づけられておりますが、今後は国立公園の中に三徳山の特別保護地区が位置づけられることとなります。この特別保護地区につきましては、動植物とも多種多様なものが存在しているという貴重な区域でございます。以上でございます。

位置につきましては、めくっていただきまして、図面を載せておりますけれども、鳥獣保護区が黒の枠で囲っているところございまして、その上側、北側のところに少し枠を囲っておりますが、ここの部分が特別保護地区になっております。

あと、指定計画書をその次につけさせていただいておりますけれども、これは後ほど参考で読んでいただければと思っております。

続きまして、資料4、三徳山の大山隠岐国立公園編入に伴う三朝東郷湖県立自然公園区域からの削除についてということでございます。先ほども申し上げましたけれども、先月27日に環境省の中央環境審議会のほうで、三徳山の国立公園編入の答申が出たところでございます。事務手続的に3月下旬には官報告示になって、指定が決定するという段取りになっておりますけれども、自然公園におきましては、2つの自然公園が重複指定することができないことになってございまして、今回国立公園に編入いたします300ヘクタールの公園区域を県立の自然公園のほうから外すという作業に入るものでございます。三徳山の国立公園につきましては、地形とか貴重な植生、そういったものが高く評価されて国立公園編入になったものでございますけれども、資料4の2ページ目を見ていただきますと、国立公園の区域が描いてございます。編入区域が300ヘクタールということで、第1種特別地域、第2種特別地域ということで、これは県立自然公園のときからの区分と変わりはございません。ただ、国立公園というものに昇格するというものでございます。

あと、下のほうの図面を見ていただきますと、現在、三徳山の国立公園には行者道という道がございますけれども、環境省と協議する中で、行者道を遊歩道として私どもはお願いしたところでしたが、行者道は公園歩道として危険であると、あと利用制限がかかって

しまうと、そういういろいろな課題があるということで、この行者道につきましては削除をすることになりました。ただ、削除をしてしまったら、三徳山の区域の中で遊歩道がなくなってしまうので、新たなルートということで、2ページ目の図面に青色の線があるかと思えますけれども、新たな遊歩道の区域をこの計画の中に入れ込んでいただくことといたしました。今後は、国、町、県と調査をいたしまして、こういった遊歩道を整備していきたいと考えております。

あと、次のページには、三徳山の県立自然公園の指定書並びに公園計画書を添付させていただいておりますので、後ほど参考に読んでいただければと思います。以上でございます。

○日置会長

ありがとうございました。

では、ただいま御説明いただいた3つの部会の議決事項について、御意見、御質問があればお願いいたします。

一澤委員、お願いします。

○一澤委員

資料3の三徳山鳥獣保護区のことについて1つお聞きしたいのですが、鹿のモニタリング調査をしてくださっていて、だんだんこのあたりでも鹿が見られるようになっていくということなのですが、こうした鳥獣保護区、特別保護地区で鹿がふえてきた場合、どんな対策をとられる御予定なのか、その辺を伺いたしたいと思います。お願いします。

○濱江課長

よろしいでしょうか。中部圏域におきましても、鹿がかなりふえてきているということは認識しているところでございます。そしてどのくらいふえているかということにつきましては、ここにも書いてございますように、県の農林水産部と連携しながら、どのくらいの個体数があるのかということはモニタリング調査を実施しながら把握しているところでございます。実際にその頭数を減らす対策をどうするかということにつきましては、ほったらかしにしておきますとどんどんふえてまいりますので、その部分につきましては、農林水産部と、鳥獣保護対策センターというところがございますけれども、そこと一緒になって対策を打っていききたいと考えております。

○一澤委員

済みません。では、特に大事なものがあるところには入らないような対策、それとも頭数制限をしていくようなことも考えられるのですか。

○濱江課長

実際に、今、氷ノ山のほうの国定公園のほうで、サンカヨウという貴重な植物がございまして、それを守るために鹿の柵を張るという事業をしております。同じような事例が、三徳山の貴重な植物にかかるようであれば、そのような対策をこの区域の中でやっていく必要があると感じております。

○一澤委員

鹿の食害が始まりますと、そうした高茎草本のほかに樹木の実生、幼木なども食べられてしまって、森林の更新がうまくいかなくなる可能性もありますので、くれぐれも早いうちに鹿の侵入をとめるかその頭数を減らすかという対策をとっていかれないと、手おくれ

になるのではないかとずっと思っております。ありがとうございました。

○濱江課長

農林水産部の林業を専門としている部署のほうもそういう被害に対して、農業の生産振興課というところもございますけれども、そちらのほうもかなりそういう被害に対してどういう対策をしていけばいいかと、暗中模索で検討されているところだと思いますけれども、特にこの三徳山の特別保護地区については嚴重に見ていきたいと思っております。

○日置会長

よろしいですか。

この再指定の資料3の2番に指針が書かれていまして、それに鹿に関してもモニタリング調査を行い、早急な対策に努めるとありますので、それを着実に実行していただきたいという御意見だったと思います。

ほかはいかがでしょうか。赤尾委員、お願いします。

○赤尾委員

済みません。個人的なことかもしれませんが、遊歩道について、新たに整備されるというお話でしたが、多分県内あちこち、中国自然歩道でしたか、何かそのような名前の歩道があると思いますが、私がたまたま行ったところだけなのかもしれませんが、大概が崩壊しているような状態で、この近辺でも例えば小鹿溪にも遊歩道はあると思いますが、崩落しているところが結構多い。そのような状況で、つくることもいいと思うのですが、維持していくことは考えられているのでしょうかという質問です。

○濱江課長

自然歩道ですけれども、やはりつくった後にはかなり老朽化したりとか崩落したり、そういう箇所が多々見受けられるようになってまいりました。県としても、限られた国からの交付金ですとか、そういったものを使いまして、優先順位をつけながら直してはいつているのですが、まだ全ての箇所について直し切れてないというのが現状でございます。このことについては、国に対しても強く働きかけているところでございますけれども、確かに委員が言われますように、自然歩道はできるだけ修繕をしていきたいと考えているところでございます。

○赤尾委員

そのような中で、またつくってくるという位置づけというか、どの程度の歩道を維持していこうという考え方はないのでしょうか。

○濱江課長

どの程度維持していくという話でございますけれども、やはり費用対効果という面もあるかと思えます。実際に自然歩道の中にもよく使用されている箇所、あとは全然使用されていない箇所、そういったことがございますので、そういった部分をゾーニング分けをいたしまして、特にそういうような場所につきましては、安全性の面もございますので、そういったところから直していきたいと考えております。

○日置会長

赤尾さん、よろしいですか。

ほかはいかがでしょうか。ないでしょうか。

では私から1点お尋ねしたいと思えます。資料2です。温泉・地下水部会ですけれども、

資料3、4と比べると著しく簡単であります。これは専決事項といいましても、これは余りにも簡単で、これで一体本会で意見が言えるようなものなのかということは甚だ疑問に思いますが、いかがでしょうか。

○小畑課長

確かに簡単で失礼いたしました。温泉の掘削等は先ほど口頭で御説明させていただきましたが、具体的な名前とかにつきましては、私権のこともございますので、そこは差し控えさせていただきたいと思っております。何か御不明の点があれば御質問をいただければお答えさせていただきます。もし資料が必要でしたらまた後で出させていただきますと思っております。

○日置会長

従来からこういう形でしたでしょうか。

○小畑課長

従来は、部会のほうで御審議をいただいたものについて、こちらでの報告は行っておりませんでした。

○日置会長

部会ごとにこういったものが今後も出てくるとは思いますが、今回鳥獣保護と自然保護関係というのが並列で出てきているわけですけれども、やはりある程度歩調をそろえていたかないと、実際にこれがどういう案件で、どういうふう議論されて、適当か否かと判断されたということがほとんどわからないように思いますが。

○中山部長

委員長が御指摘のとおりだと思います。また別途中身等がわかります資料を調整させていただきますして、また別途委員さんに御報告をさせていただこうかと思っておりますが、そんな形でよろしいですか。

○日置会長

よろしくをお願いします。

ほかはいかがでしょう。

鶴崎委員。

○鶴崎委員

大したことではないのですが、資料の3の3ページ目のところの生息する鳥獣類の鳥類というところに丸印で一般的に見られる種というのがあるのですが、これのつけ方が何か変だなという違和感がありまして、アカショウビンに丸がついている。これがあるのはよくわかると思っておりますが、でもそんなにたくさんいるものではないと思っております。よく一般的に見られるということだったら、例えばコゲラだとかウゴイスとかメジロとかにも丸がないと奇妙な感じがしますので、検討して、修正をしていただけたらと思っております。というより、できればレッドデータブックの掲載種だとか、そういう基準のものに印をつけていただいたほうがいいのかという気がいたしましたので、よろしくをお願いします。もしこれが残る資料でしたら変更をお願いしたいと思っております。

○日置会長

今の点について、課長、何か。

○濱江課長

その件につきましては、鳥獣保護部会のほうで一応認めていただいたものでございます

ので、改めて鳥獣保護部会の委員さんに確認をとらせていただきまして、それで了解ということであればその方向で進めさせていただきたいと思います。

○日置会長

多分決まったスタイルがあると思うのですが、もし入れられないようだったら、附属資料の形でもう少し詳しい資料を添付する形であればやりやすいのではないかなと思います。

○濱江課長

ありがとうございます。そのような検討をいたします。

○日置会長

ほか、よろしいでしょうか。

では橋本委員、お願いします。

○橋本委員

先ほどの温泉部会の資料についてですけれども、確かにこれだけではちょっとわかりにくい面があるかと思いますが、温泉につきましては、結構個人情報等が含まれておりまして、そういうことも含めてこういう格好になっていると私は思っております。ですから、こうして審議会、全体会に出される場合もその辺をしっかりと頭に入れて出していきたいと思います。

○小畑課長

その辺も踏まえたところでできるだけ情報を出させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○日置会長

ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

では、部会専決事項の報告についてはこれで終わりにしたいと思います。

続きまして、報告事項に入りたいと思いますけれども、ちょうど切りがいいので短い休憩をとりしたいと思います。今、11時3分ですけれども、11時8分ぐらいまでにお戻りいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

〔休 憩〕

○日置会長

それでは、まだ若干名お戻りでないですけれども、時間になりましたので再開したいと思います。よろしいでしょうか。

引き続きまして、報告事項について、事務局からまとめて御説明をお願いしたいと思います。質問等は後でまとめてお受けいたします。

お願いします。

○広田課長

それでは、環境立県推進課、広田といいます。資料5のほうで、ノーレジ袋の推進について御報告を申し上げます。

身近な環境保全活動の一つとして、ノーレジ袋の推進をしているところですが、そこに書かせていただいておりますとおり、県では平成20年4月から、東、中、西、それぞれ地域ごとに協議会を設けて取り組みを進めてきたところです。具体的には、毎月10日、ノーレジ袋デーを設定して、各店舗に出かけて普及啓発を図ってきたところでございます。

そこで、4年たって、ようやく、東部の主要スーパーさんのみでございますが、一昨年です、24年の10月から東部地域のみでレジ袋の有料化の取り組みが始まったところでございます。引き続き中部とか西部でも取り組みを進めているところですが、具体的にはまだそういった事態になっていないところでございます。

ちなみに昨年度というか、今年度の取り組みでございますが、マイバッグ持参運動を推進ということで、マイバッグコンテストですとか、昨年の10月にはノーレジ袋シンポジウムなども開きまして、普及啓発に努めてきたところでございます。

現在の状況としましては、東部については一昨年の10月からの取り組みの輪を一層広げていく意味で、まだ有料化の仲間に入っておられないストアですとか、それからドラッグストアに輪を広げていく取り組みをしているところでございますし、中部でも東部に倣って賛同していただける店舗から始めよう、西部でもイオンさんが昨年の11月1日から有料化に取り組みされたところもございまして、そういった取り組みを契機としまして、賛同していただける店舗からでも始めようという動きになっているところでございます。

ただ、店舗の皆さんは、しているところとしていないところがあると、していないところにお客をとられるというか、そういった御心配が非常にあって、なかなか全店舗でないと取り組めない。また逆に言うと、コンビニなどが全て出しているのに、スーパーだけがターゲットにされるのはどうかとか、いろんな御意見があって、なかなか足並みがそろわないところですが、東部についてはそういった流れで一部の主要スーパーで取り組みが進んだというところがございます。

レジ袋の辞退率の推移を下側に記載をしておりますが、東部のほうはそういった有料化の取り組みがありまして、80%を超えるような取り組み成果につながったところがございますが、中・西部では大体3割から4割弱ぐらいの取り組みに低迷しているところがございます。

開いていただいて、裏側でございますが、東部地域の実際に取り組んだ効果等を記載しておりますが、よかった点については、やっぱり店舗の皆さんとあわせてそういう環境保全意識の普及啓発につながったとか、心配していたほど客からのクレームもなくて、まあまあスムーズにできたというところで安心があったようでございます。困っている点については、やはり5円というお金を惜しまれて、段ボールとか、無料で使えるポリ袋の使用がふえたとか、また、場合によっては万引きとの、マイバッグに入れてしまったものとあれとがなかなか区別がしにくいということも若干あったようでございます。

下側のほうにはそれぞれ今、スーパーの店舗数等を記載しておりますが、このくらいの店舗の皆さん方と、それぞれ地域ごとに協議会を設けて、取り組み推進に向けた協議等を重ねているというところで御理解いただきたいと思っております。以上です。

○日置会長

続けてお願いします。

○金涌課長

水・大気環境課の金涌でございます。資料6以下、3点御報告させていただきたいと思っております。

資料6をごらんいただきたいと思っております。平成24年度の公共用水域及び地下水の水質測定結果についてでございます。

まず、公共用水域につきましては、生活環境項目10項目、括弧内にございますが、それを測定した結果でございます。下のほうに評価という形で表がつけてありまして、河川なり湖沼なり海域なり、それで評価という形で、本来はAA、A、Bとか、そういう評価になるのですが、それをわかりやすくしようということで、一番きれいなのが清浄、それからおおむね清浄、やや汚濁、汚濁という形で表現させていただいております。河川につきましては、見ていただきますとおり、おおむね清浄という地域が多くございます。また、湖沼につきましては汚濁という形で、なかなか水質の改善の状況が見られてない状況でございます。海域につきましては清浄ということで、きれいな状況でございます。

はぐっていただきまして、2ページをお願いいたします。環境基準の達成状況でございます。表を見ていただきますと、河川については全ての地点で環境基準に適合、湖沼につきましては、やはりなかなか環境基準に達していないというところで、中海なりは達しておりますが、ほぼ不適合という状況でございます。海域につきましては、全ての地点で環境基準に適合しております。

それから、健康項目についての調査でございます。調査地点127地点で河川なり湖沼なりを測定しております。一番下のほうの(2)でございますが、測定結果でございます。中海の1地点でフッ素、また湖山川の2地点、中海3地点でホウ素が若干環境基準を超過していた以外、環境基準に適合しております。フッ素、ホウ素が環境基準に適合していない原因としましては、いずれも海水の影響を受ける調査地点であり、海水に含まれるフッ素及びホウ素の影響を受けたものと考えております。

続きまして、3ページをごらんいただきたいと思っております。3ページにつきましては、地下水の水質測定結果でございます。対象井戸10市町の61カ所ということで、調査項目はカドミウム等28項目について調査を行いました。調査内容としましては3つございます。概況調査ということで、県下全体の状況を把握するための調査。それから2番目として、汚染井戸周辺地区の調査、これにつきましては、1番の概況調査により新たに発見された汚染について、その汚染の状況を把握するためのものでございます。平成24年の実績はございませんでした。それから、3番目でございますが、現在48カ所、継続監視を行っております。

調査結果でございますが、先ほど申しましたように、概況調査において新たな汚染井戸はなかったということで、下のほうの表を見ていただきますと、継続監視を行っております。これに対しては、井戸の所有者への周知なり飲用指導ということで、対策、対応を図っておるところでございます。

続きまして、4ページをお願いしたいと思っております。これにつきましては、平成24年度の大気汚染調査結果でございます。現在、県のほうでは、一般大気局3局、それから自動車排ガス測定局2で、合計5つで測定しておるところでございます。

1番の常時監視でございます。二酸化硫黄、一酸化炭素につきましては、調査を行った全ての地点で環境基準を達成しております。

浮遊粒子状物質、SPMと申しますが、米子市において短期的、長期的に環境基準を達成しなかった日がございます。7月12日から13日にかけて煙霧やもやが発生していることから、これが基準超過の原因と考えております。

3番目の光化学オキシダントについては、全国的に達成したのが0.5%ということで、

全国的にも環境基準達成率が非常に低い状態でございますが、本県におきましても前年度に引き続き全ての地点で環境基準0.06ppmを達成しておりません。なお、最高値でございますが、昨年の3月に倉吉の保健所で0.088ppmということで、環境レベルをかなり下回っている数値が出たことがございます。

それから、微小粒子状物質、PM2.5でございます。これにつきましては、現在2カ所、平成24年度におきましては鳥取保健所と、それから米子保健所に設置しておりますが、米子保健所のほうは設置期間が短いために、測定開始が25年2月からということで、1カ月ちょっとしか測定しておりませんで、そこは評価をしておりません。鳥取保健所においても、いずれにおいても環境基準を達成していないという状況でございます。これにつきましては、鳥取保健所、それから米子保健所、それから倉吉保健所も今測定を開始しまして、あと、今年度中に境港市のほうにも設置して、県民等へ情報提供を進めるという形で取り組んでいるところでございます。

それから、2番目でございますが、有害大気汚染物質モニタリングということで、環境基準が設定される4物質につきまして、全ての地点で環境基準を達成しております。

引き続きまして、5ページをお願いしたいと思います。一般環境中のダイオキシン類の調査結果でございます。ダイオキシンにつきましては、その調査地点におきまして調査を行いまして、3番の調査結果でございますが、全ての項目、地点で環境基準を達成したという状況でございます。

資料6につきましては以上でございます。

引き続きまして、資料7をごらんいただきたいと思っております。とっとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例の現在の状況について御報告させていただきます。

平成25年4月から地下水条例が施行されまして、現在194件、135事業者の方から届け出を受けているところでございます。また、条例に基づく影響調査計画書が提出されまして、1月26日、当審議会に諮問を行いまして、現在、温泉・地下水部会で審議を行っていただいているところでございます。

この地下水条例につきまして、大きな柱としまして、鳥取県の地下水研究プロジェクトと、それから地下水利用協議会というものを新たに設置しまして、県内の地下水の保全等を図っていくこととしております。

地下水研究プロジェクトにつきましては、昨年の5月に設置しまして、地下水に関する水文情報整理なり、気象条件、地質条件のデータベース化に着手したところでございます。また、西部地区の流動解析等シミュレーションにも年度内にかかる予定としております。

また、地下水利用協議会につきましては、25年7月に一応56事業者の方に入会していただいて、地下水のモニタリングに着手するとともに、設立記念シンポなり、森林整備活動等を行っていただいているところでございます。また、3月1日に協議会総会を開催して、とっとりの名水川柳コンクール表彰なり、地下水研究プロジェクトの進捗報告等を行う予定としております。

下のほうに地下水利用協議会、それから地下水研究プロジェクトの役割なり、現在取り組んでいる状況をお示ししておりますので、そこはごらんいただきたいと思っております。

資料7につきましては以上でございます。

資料8をごらんいただきたいと思います。湖山池の汽水湖化事業について御報告させていただきます。

湖山池につきましては、湖山池の将来ビジョンを20年1月に策定して、平成24年3月より汽水湖化に着手しておるところでございます。将来ビジョンの中で、塩分濃度2,000から5,000という管理目標を設定しておりますが、昨年の夏季の貧酸素化に伴う魚のへい死なり、私どもが溶存酸素を優先した水門操作を実施したこともあり、想定以上の塩分濃度の推移ということで、塩分濃度がなかなかコントロールできなかったという状況でございました。また、9月以降につきましては、溶存酸素等を確保しながら塩分濃度抑制に向けた水門操作をいろいろ試行錯誤しながら行ってきておまして、現在に至っておるところでございます。

下の表を見ていただきますと、青い線が昨年度、平成24年度の塩分濃度の状況でございます。赤い線が昨年、平成25年4月からの状況でございまして、現在、4月目標を2,000という形で取り組んでおるところでございまして、昨日現在2,800ミリグラム／リットル台に落ちてきているところでございます。

下のほうは水門に切り通しというものをあけまして、塩分濃度の流入抑制を図っているというところでございます。

続きまして、2ページをお願いいたします。昨年、県民の方にいろいろ御心配をかけました。御迷惑をかけた件でございまして、魚のへい死が2件ございました。

事例1としましては、5月下旬にコイ、フナのへい死ということでございまして、考えられる原因分析を行っております。また、対策としましては、回収作業なり、人工水草の設置なり、土のうによる魚道の確保と、それから酸素供給装置の設置というもので緊急的な対応をとったところでございます。

また、事例2でございまして、7月9日にコノシロ、ボラ等、汽水性の魚のへい死がございました。これの原因につきましても顕著な酸欠、貧酸素化による酸欠によるものと考えております。対応としましては、一時的な湖山池の水門の全門開放ということで、溶存酸素、水の中に入る溶存性をいかに確保するかということと、それから、酸素供給装置の設置等を行っております。

また、こういう結果を受けまして、水質観測体制の強化ということで、水門管理におきましては水門の改造なり、また水門の改修検討に資する水質のシミュレーションを実施しておりますし、また、水質計測機器の追加設置等も今行っております。また、魚道の設置等、対策を順次とっているところでございます。

3ページをごらんいただきたいと思います。野生希少動物の中でカラスガイが死滅するというところでございまして、昨年度の審議会にも御報告しておりますが、また、平成25年6月には日本生態学会中国四国地区からもカラスガイ保全に関する緊急要請もいただいております。現在、生息が確認されている湖山池周辺のため池と多鯰ヶ池の保全に向けた取り組みを行っているところでございます。

最近の取り組み状況でございまして、ため池では6個の稚貝が発見され、再生産が行われていることを確認しております。自然繁殖の可能性が少し見えてきたかなと思います。また、実験室内で持ち帰った魚に寄生させて変態に成功しまして、稚貝が一応63個採取できたという状況でございまして、人為的な稚貝生産を可能な状況と考えておりますし、ま

た、稚貝のため池への放流を考えております。

それから、湖山池に関して、やはり地域住民の方なりいろいろ意見を伺う機会を設けております。一つが将来ビジョン推進委員会ということで、昨年7月に開催しまして、多様な意見をいただいております。それから、湖山池周辺の自治会等、住民の方に説明を行っております。昨年の9月から10月にかけて、6地区、自治会を対象として説明会を開催しております。その中で、塩分濃度の管理についてやはり意見が出されておるところでございます。また、追加要望でことしの1月28日にも再度説明に伺ったところでございます。また引き続き住民説明会等に参加していきたいと思っております。

4ページをごらんいただきたいと思っております。湖山池の環境につきまして、環境モニタリング委員会というものを設けておまして、その中でいろいろ意見、御助言をいただいております。昨日、2月5日でございますが、第2回のモニタリング委員会を開催しまして、その中で、私どもの報告としまして、塩分濃度の推移や管理方法の現在の状況なり、それから水質、それから水草、魚、鳥類等の環境モニタリングの結果等を報告しております。また、今後の取り組みとして、淡水ビオトープ構想などの淡水動植物の保全の方針という考え方を示したところでございます。

そこで、下の括弧でございますが、意見、委員の方から、水質監視及び塩分濃度の管理は予断を許さない状況と、特に夏場の水質管理を考える必要があると。また、汽水湖化の取り組みも水質が改善されておらず、もっと抜本的な対策が必要であると。それから、淡水性生物の保全のために次々と対策を講ずる必要がある。湖内の魚類、貝類の調査計画も不十分ということで、また、生態系保全の対策を講じる場合は、多数決ではなく、科学的知見に基づいて行われるのが原則であり、改めて課題に対する意思決定のあり方や制度設計をする必要があると思う。当委員会の意見を今後の意思決定に反映させるような仕組みを考えるべきと。また、湖山池汽水化は、スタート時の考え方や方針決定方法が間違っている。行政が策定した将来ビジョンは良質な水質、暮らしに息づく池、豊かな生態系を目指すとの記載があるが、淡水性生物が減少し、多様性が失われてしまったと感じている。また、事業着手に際しては丁寧な手順を踏むべきだということで御意見をいただいております。また、この御意見につきましては、今後のモニタリング計画、各種対策なり施策検討に反映させていきたいと思っております。以上でございます。

○日置会長

ありがとうございました。

たくさん報告をいただきましたが、これらに対して質問や御意見を申し上げます。

○宝来委員

1つ教えていただきたいのですが、今現在の塩分濃度管理方法の現状と最後の4ページの報告事項のところにあります。具体的にどのように管理しているのかというのを教えていただけないでしょうか。

○金涌課長

湖山池の塩分濃度の管理の方法。今現在。

○宝来委員

塩分濃度の推移と管理方法というこの管理は、塩分濃度の管理でよろしいでしょうか。

○金涌課長

そうです。

○宝来委員

ではその方法を。

○金涌課長

一つは、夏場はやっぱり湖内に溶存酸素が少ないということがございまして、やはり溶存酸素と、それから塩分濃度の調整にいろいろ苦慮していたところございまして、現在は、海から海水が入ってきますので、その1ページのほうに水門の写真がございしますが、海から多数入ってくる時には閉める。それから、池から淡水が流れ出るときにはあけて流すという形で、あと、少しは入れなければいけないとき、潮位の関係がございしますので、どうしても入れなければいけないときがございしますが、そういう小まめな水門操作をやりながら塩分濃度を下げてきたという状況でございます。

○宝来委員

平成25年7月9日の汽水魚へい死のことですが、過去のことをぐちぐち言うのは嫌いなのですが、1つだけ真偽のほどを教えてくださいたいのですが、このときに、私が入手しているデータによると、3日間ぐらい、湖山池湖水のDOがほとんどゼロに近かったのですが、開けたほうがいいのではないかというのがあって、最終的には汽水魚がへい死して、へい死しているところが湖山川ということは、湖水側から海のほうに逃げよう逃げようとして、でも水門はその時点でしまっていたという情報があったのですが、DOとの関係、結局塩分濃度の調節は今のような調節をしようというお考えはわかったのですが、やはりDOも大事になってくると思います。そのところはどういうふうになっているのかなというふうに思ったのですが。

○奥田係長

水・大気環境課の奥田と申します。

まず1点目の御質問ですけれども、大量に魚が死んだときにというところですが、水門は全て閉じていたわけではありません。当時のことを振り返りますと、二、三日前から順流方向で、池の水が海に流れる方向だったと思います。そのときに、池が非常に貧酸素になっておりまして、その池の水が急に川に流れ込むことによって、川の溶存酸素がぐっと減って、そこで魚の大量へい死が起こったと考えておりますので、宝来先生が言われるように、水門が閉じていたというのはちょっと違う情報かなと思います。

また、溶存酸素の件ですけれども、私どものほうも塩分のコントロールと溶存酸素のコントロールを両立しなければいけないという命題のもと、さき方説明がありましたが、水質計を池内に置いて、それも表層部、底層部、同時にはかれるような水質計も今準備しておりますので、そういったことを見ながら、来年はどちらもできる限り両立するような形で水門操作をしていきたいと考えております。

○宝来委員

どうもありがとうございます。

○日置会長

よろしいですか。

ほか、いかがでしょうか。

どうぞ。

○岡崎（博）委員

岡崎でございます。レジ袋の件で1点。今回の資料5の内容を見ますと辞退率が記載してありまして、意識としてどれぐらいの意識が出てきたかというところを見るのではこの数字でいいのですが、できれば成果としての数字が、平均的なレジ袋のサイズで何枚分ぐらいが辞退された枚数で、それが石油換算して何リッターぐらいを使わなくて済んだよという数字があれば、また成果として見れると思うので、もし計算できるものであれば、またどこかに記載してあればいいかなと思います。以上です。

○広田課長

ありがとうございます。こういった条件のもとで計算するとこんなふうになると思いますということで、またそういった周知の方法もあるかと思しますので、取り組んでみたいと思います。

○日置会長

ほか、いかがでしょうか。

では安田先生。

○安田委員

資料7のとっりの地下水保全なのですが、何かモニタリングをしているということで、たしかこれは条例で大規模揚水業者にそういう義務があったかと思うのですが、これはどのぐらいの頻度で報告するようになっているのでしょうかということが1点です。

○金涌課長

条例に基づく届け出は、一定規模の取水口を持っている事業者ということで、現在、まずは、今年度、25年度どれだけ取水するかという計画水量で届け出をいただきまして、来年の4月から6月の間に実績を出してもらおうことになっております。ですから、本当の実績は、ことしの4月以降に実績届をいただいてからでないと、今どれだけ取水されているかという実数はわからないという状況でございます。

○安田委員

意外に長期のモニタリングをされているということですね、季節単位ぐらいで見るような。4月から6月の実績を報告ということは、比較的長い期間のモニタリングをされておられるということですね。

○金涌課長

事業者については年1回で、1年間の実績をいただく形でございます。

○安田委員

わかりました。

あともう一つ、こちらにデータベースを現在作成中で、既存データとかありますが、これは具体的にはどんなことですか。例えば工事現場のボーリングの資料を集めているとか、そんなことでしょうか。

○金涌課長

ボーリング事業者の方が持つておられるデータとか、それから国交省なり、県が今まで持っているデータとか、気象庁のデータ、それから各市町村に水道がございますので、水道局のデータをいただいて、今、分析にかけているところでございます。

○安田委員

わかりました。

○日置会長

ほか、いかがでしょうか。

宝来さん。

○宝来委員

資料6の大気汚染の調査結果についてですけれども、4ページで、ちょっと私、聞き漏らしたかもしれませんが、それでしたらもう一度、済みませんが教えてください。1、常時監視の(2)のSPMの件ですが、このとき、基準を超過した限定的な12日、13日というもやとか煙霧が発生したということですが、その原因はわかっているのかというのがまず1点と、(4)のPM2.5のほうで、鳥取保健所は、微小粒子状物質はバツになっているのですが、この理由が大陸からの大気汚染の影響であろうということですが、こういった場合、例えば黄砂が飛来する時期に多くなっているとか、そういった季節的な変動傾向があるのかどうか、この2点を教えてください。

○若林課長補佐

水・大気環境課の若林と申します。

最初の1点目の御質問ですけれども、浮遊粒子状物質SPMが7月12日から13日にかけて現実高かったのですが、この原因は何かというお話でしたけれども、申しわけございません。正確な原因は特定できておりません。ただ、現象論として、煙霧ですとかもやが出ておまして、県内それぞれ5カ所で測っておりますが、全体として上がっています。特に米子市役所、これ自身は幹線道路のそばにある測定局になりますけれども、そこでほかの、例えば米子市であれば米子保健所と比べてもちょっと1段高いような状況でございました。ですから立地条件も違うところがあるのですけれども、違いとしては、国道9号線の沿線にある測定局が高かったということでございます。

それから、微小粒子状物質の話でございます。済みません。光化学オキシダントでしたかね。

○宝来委員 PM2.5。

○若林課長補佐 PM2.5についてですけれども、明確に必ず黄砂と連動するかということではなくて、黄砂というのは通常春先に飛んできますけれども、それ以外の例えば夏の時期であってもPM2.5は飛来してくるという状況でございます。

○宝来委員

大体もう1年を通して一定の値ということによろしいのでしょうか。

○若林課長補佐

データの蓄積という面でいえば、今まだまだ鳥取県のデータがないところですが、いつの時期、必ず飛んできますかというところはございません。

○宝来委員

どうもありがとうございました。

○日置会長

ほか、いかがでしょうか。

○会見委員

ノーレジ袋の推進についてお尋ねしたいと思います。先ほど東部地域が有料化に踏み切

ったということで、非常にノーレジ辞退率は高くなっている。これはもうすばらしいことだと思います。せんだって、環境大学でお尋ねしましたけれども、同時に、生ごみのレジ袋に入れて可燃ごみに出す量が減ったのではないかとということで、同時に堆肥化も進んでいるのではないかと、非常に可燃ごみの減量ということに対して大きな影響があったのではないかとこの話を聞きました。そういう意味で、総体的に鳥取県のごみの問題に対して大きく影響してきたのではないかなと思っております。中部も西部も有料化に走るのいいのではないかとこの動きも出てきておりますが、そこら辺のごみの減量に対してのノーレジ袋との動きの推移をできたら数字的に出たら教えていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○広田課長

ノーレジ袋の辞退の分が、先ほど岡崎委員さんからもありましたが、効果の一つの数値にあらわすときに、量的にどうなのかなとなると、実際には計算をしてみたりして、その効果等は見てみたいと思っておりますが、確実に幾らかの減少にはつながっておるのかなと思っておりますが、今の生ごみの減量みたいな格好で、非常に重量があるものの減少というほどの大きな効果まではどうかなとは思っております。ですので会見先生がずっと取り扱っておられる生ごみの堆肥化とか、そういった内容のほうが、可燃物のごみの減量だったり、そういった分の効果は数字的には大きい効果として見えるかなとは思っております。ただ、ノーレジ袋というのは、ただ単に袋を1つ持っていけばいいということで、非常に環境への取り組みの取っかかりとして取り組みやすい行動の一つだということで、平成20年なり、全国的にもそうですが、そういった取り組みをきっかけとして、環境への取り組みを推進する第一歩だと思っておりますので、余り効果が少ないという言い方はせずに、ごみの減量にはつながっているという格好では説明をしております。また今度、数値的には、先ほどの油に換算したり、ごみの減量なりの効果として、1枚が0.何グラムだからどのくらいということを計算してみたいと思っております。

○会見委員

ありがとうございます。副産物のような考え方で、非常に焼くごみが、可燃ごみが減ったという事実が出ているということから、おっしゃられるように1枚何グラムの世界、何円の世界ですけれども、それが及ぼす鳥取県全体へのごみの問題に広がっていけば、私は非常に大きな影響だったと思っております。これをぜひ続けていっていただきたいと思っておりますし、それから、東郷池でもごみ袋に入れてぽいと池にごみを捨てるということも大変少なくなりまして、鳥が間違えて飲んでしまったり、食べてしまったりという事故は今少なくなってきておりますので、いろんな方面でプラスになる事業ではないかと思っておりますので、ぜひ続けていただきたいと思っております。

○広田課長

わかりました。中・西部での取り組みの拡大というか、取り組みの実施にぜひともつなげたいと思っておりますので、またいろんな面で御協力いただけたらと思っております。ありがとうございます。

○日置会長

どうぞ、芳賀委員。

○芳賀委員

湖山川のさっきDOの話が出ていたのですが、一つ教えてください。対策として、川のDOが下がってきてまずいなとなってから、それを回復するような水門操作というのが可能なのでしょうか。

○奥田係長

水門操作で全てが解決するとは思っておりませんし、多分不可能だと思います。ですので、今後は、溶存酸素もリアルタイムで観測できるようなところもありますので、早目に察知をして、早目に手を打てるようなところがないかなというところもあるということですし、今、水門のあけ閉めだったり塩分コントロールをどうしていけばいいかというところの中で、さき方説明ありました水門を改造するとか、そういったところのシミュレーションをして、どういうふうなところが望ましいかというところを今探っているというところでございます。

○芳賀委員

そうですね。特に早目に何か察知してというのが多分大事だと思いますが、例えば、魚が死んでしまった年は、そもそも水量が低い、要するに1月、2月、3月と雪が例年よりぐっと低かった年ですね。そもそも川に流入する水量も低かったわけなので、そのときに池から出ていく流出の水量が低くなって、DOが低くなったと。なってからは多分もう、そもそも入ってくる量が少ないのもう手おくれだと思っんです。となれば、例えば雪が少ない年はあらかじめ腰を入れて対策のために準備しておくとか、プラス上流のほうから水が来るわけなので、上流の流入河川のほうの水量とか水質もあわせて……。やられているのかな。もしやられてなかったとすればそういうのも一緒にモニタリングしたらいいのかなと思いました。

○三木次長

ありがとうございます。御指摘のとおりで、やっぱり自然の影響というのは大きいので、水門操作というものは最悪の気象条件を念頭に置いていくということは御指摘のとおりだと思ひまして、河川課のほうで、そういう厳しい条件のもとにもどうすべきかと、今、シミュレーションもいたしております。そういうことでやっていきたいと思ひます。

それから、先ほどDOの話がありましたけれども、DOにつきましても監視体制を非常にやっております、先ほど言いましたように3ppmというラインを見ていまして、3ppmを下回りそうになると流動性を高くするというので、後半につきましてもはずっと見ておりますけれども、その操作について、DO、2. 何ぼが6とか7にはなりませんけれども、必要な3以上になるということはちょっと経験的にはうまくいっているのかなということは感じております。

○芳賀委員

特に川のほうはやっぱり水量との関係で、曝気、要するに大気との、空気の、水の中の交換ですね、その辺がかかわってくると思うので、ぜひ水量もあわせながら見ていただけたらいいと思ひました。ありがとうございます。

○日置会長

よろしいですか。

では鶴崎委員、お願いします。

○鶴崎委員

ほかにあったら先に……。

○日置会長

後でよろしければ。どうしましょう。

○鶴崎委員

時間がなくなったらあれですが。

○鶴崎委員

では先に一澤委員。

○一澤委員

済みません。湖山池の汽水化事業ですけれども、もう細かいことは申しませんが、生物的には非常に大きい問題がやっぱり出ているわけで、あとは水質の操作ですけれども、これだけの大きな環境を人間が上手にコントロールするということがそもそもできるのかどうかということにも疑問を感じています。それで、とりあえずやってしまったわけですけれども、これだけの問題が出ている。また、汽水にすむ魚にもやっぱりよくない影響も出ているということで、そもそもの湖山池の将来ビジョンというものについて話し合う場を持たれたり、この事業の方針を今後変えていかれるようなことを意見交換会とか委員会で話し合う機会を持たれる予定はありますでしょうか。そのあたりについてお尋ねしたいと思います。

○中山部長

非常に私どももこれからいろいろ考えながらやっていかなければいけない部分だと思っております。当然湖山池ビジョンというのも未来永劫全く変わらないというものでもございませんので、当然この環境審議会でも御議論をいただいたり、また、市民の方々とも絶えず見直すなり議論をしていくことが必要かと考えておりますので、まだ具体的にいつ議論をとるところまでは、そういった検討会なりはつくっておりませんが、そのあたり、今後、2月の中ごろには湖山池会議と申しまして、鳥取県と鳥取市なりがまた話し合う機会もありますので、その場でこの湖山池ビジョンの将来的な検討であるとか、そういったこともお話に出たということも、昨日のモニタリング委員会の状況とあわせて報告をして、その中での議論という形にしていきたいと思います。と思っております。

○一澤委員

ありがとうございました。

○日置会長

一澤さん、よろしいですか。

では宝来先生。

○宝来委員

今のに関連するのですが、資料8の1ページ目に塩化物イオンの濃度が推移しているグラフがあります。将来ビジョン目標範囲2,000から5,000ミリグラム／リットルとありまして、しかし、今、結局はもう4月初め目標というのが、目標値がもうそもそも違って、2,000ミリグラム／リットル以下という数値も具体的になっています。こういった数値というのは、大気・水質部会できつと話し合われて出された数値なのかなと思ったりするのですが、ではこの2,000の根拠は何なのかという、そもそもこの1のところを見れば、ではこの2,000以下にすれば溶存酸素濃度というのが確保できるの

かということ、結局こう見ると非常に曖昧な感じがして、大事なことは、確かに塩分濃度をもちろんある程度下げていく必要もあるのかもしれませんが、やはり水質、水の循環というところが非常に大事になってくると思うのです。なのであまり、この数値を絶対守らなければとって、先ほどの中海の数値達成とか、それももちろん大事だと思うのですけれども、そもそも設定するきちっとした根拠というのを教えていただきたいと思います。

○三木次長

2,000-5,000なのですが、従来、汽水湖化前で、非常にヒシとかアオコによって環境の劣悪という状況がありましたので、そういう状況を回避するというので、発生を抑制できるレベルということで、一つの考え方があります。その中で東郷池レベルを念頭に置いて設定したものでございます。循環の必要性というものは当然でございますので、一方で、2,000-5,000ということで、それを超えたということで、ちょっと管理できないことによって不具合が生じておりますので、やっぱりこの2,000-5,000をきっちり守らなければいけないということでもあります。そういう中で、一方で循環性を保ちながらDOも確保しないと魚のへい死ということがありますので、塩分濃度とDOの両立を図っていくということで、DOの観測体制も強化しておりますし、水門操作の切り欠き等の構造変更もいたしました。それから水門操作法も細かくやりまして、この中でおさまりつつ、生物の酸素も確保できるように努めていきたいと思っています。

○宝来委員

そうなのですが、でも今の目標値は2,000以下なのですよ。だから結局そこが非常にぶれている。この4月初めは目標が2,000以下にするということなのですよ。なので非常にぶれているという印象を受けて、そこを教えていただきたい。

○三木次長

済みません。2,000以下といいますのは、おおむね2,000のところなのですが、これは、夏場の7月とか、そういう非常に貧酸素が生じやすい厳しい状態が想定されておりますので、その際に、やはりそれでもなおかつ水門操作によって上限5,000を守るために、例えば3,500とか、夏場の前に3,500に抑えておいて、流動性も少し確保しなければいけないということで、流動性を確保するとどうしても塩分が上昇することになりますので、そういう意味で、4月当初については2,000ぎりぎりのところまで落としておいて、それから少しずつ上げて、6、7月の厳しいところは3,500のところまで抑えるということを念頭に、基本的には2,000-5,000なのです。

○宝来委員

それでしたら多分2,000-5,000でもいいと思います。何かやっぱりひっかかるので、すごくぶれているのではないかと思うので、それだったら以下というのはある意味要らないのかなと思ってしまいました。どうも済みません。ありがとうございます。

○日置会長

ほか、いかがでしょう。

では鶴崎委員、お願いします。

○鶴崎委員

今の宝来さんの質問ですけれども、県の方針は、4月初旬に2,000以下にして、そのままずっと維持するというのではないと思います。2,000以下まで下げておいて、

夏場にまた4分の1まで上げるといことですよね。これは、昨日のモニタリング委員会でも言いましたけれども、2,000というのが海水の10分の1です。5,000と言われているのは海水の4分の1。この将来ビジョンで、海水の10分の1から4分の1の間でコントロールすると言っているのですが、もう10分の1でさえ湖山池に本来いた生き物にとっては重大な危機のレベルです。本来の塩分、江戸時代から400年間、20分の1だったのです。10分の1でぎりぎり生き残るのもいるかという、きのう、國井先生が証言されました。将来ビジョンを決めているときの生態系委員会というところで、塩分でどのレベルだと死ぬということをお聞かされたということですが、國井先生も言われましたが、あれは10分の1ではなかったものであると、だから4分の1でコントロールすればいいという話ではない。4分の1を超えたらもう4分の1だろうが3分の1だろうが、去年も3分の1ですが、同じですよ。もう4分の1でも死んでいた。ヨシもガマも全部枯れてなくなっていた。淡水の貝類、レッドリストの種類だけでも七、八十あるのですが、全部死にました。そこが私たちが将来ビジョンが間違っていると言っていることですよ。生物の人たちのことを聞いていないから。

その間違った情報をもとに市民にアンケートをとって、10分の1から4分の1というところでいろんな生き物、少しは減るけれども、ハスとか大丈夫だというリストを見せられて、賛成というところをやっているのが10分の1から4分の1という話なのです。これは市民、県民をだましていることです。正しくないデータでやっている。これは間違いない。そこが問題なので、今、4月に向かって10分の1でも高いのですけれども、せめて10分の1で今後維持していただけるのだったら生物的にはいいと思いますけれども、決して4分の1までいいということをお容認しているわけではないと思います。きのうのモニタリング委員会の皆さんの話を聞いていただいたらわかったと思いますけれども、回復しないということですよ。

それから、さっきの溶存酸素が貧酸素になっているというのも、結局、塩分を導入して塩分躍層ができてるのが最大の原因であって、そこについての、例えば2ページ目の事例の2のところでもそういうところが触れられていない。間違いなく塩分躍層が原因ですよ。貧酸素というのですけれども、ほかの河川では起きてないわけですから。それから、事例1のコイの大量へい死も考えられる原因にいろんな理由が上げてありますけれども、これは高塩分を嫌って、コイが苦しくて上流側の川のところに大量に流れ込んだのであって、そのことが一つも書かれていない。産卵期を迎えるのだったらほかの河川だって同じでしょう。でもあの現象が起きたのは湖山池の上流河川だけなのです。ほかの河川は起きてない。そこが科学的でないということですよ。科学的に説明ができていない。県はこの事象から、新聞等報道には、もうひたすらこういうことを言って、塩分のせいだということをお一言も言われない。周辺の住民の人たちはみんな塩分が高くなったからと言って、いるのに。こういうところがすごく問題。市民、県民にもう本当にうそをついている。だから大問題だと言っているわけであり。もし機会がありましたら、この環境審議会の委員の方にも1回話をさせていただいたら、もう本当に問題点があり過ぎて、簡潔にしゃべっても1時間ぐらいかかるくらい問題点がある事業だということをお知っていただきたいと思っております。

それから、4ページ目のところ、きのうの委員会、幾つも抜けているところがあるなど

思うのですが、きのう出てきたやつに、そういうことを言って、淡水生物はすめなくなっておりますので、福井のところに淡水ビオトープをつくってみたいな構想が、アイデアが出されておまして、きのうのモニタリング委員会では、私は規模も小さいし、おかしいと言ったのですけれども、一応緊急避難として容認するみたいなことは言いましたが、あくまで緊急避難だということを言っているわけでありまして、そこにビオトープをつくって、今までどおりの塩分、10分の1から4分の1というのを継続して、そういう変なビオトープをつくってということを容認しているわけではありません。そこが書いてありませんよね。

緊急避難と言いますが、本当にばからしいと思うのは、昨年、福井のところに鳥取市がハス用の小さな、本当に申しわけ程度の淡水池をつくっておりますけれども、その費用だけで、もう一つ何か別の事業と一緒に、2,000万円ぐらいかかっているそうです。またそれをもうちょっと大きくするみたいな話ですが、我々が満足できる緊急避難用のビオトープでさえ、それをつくるのに多分億単位のお金がかかると思います、ただの緊急避難のためにです。そんなばからしいことをどうしたら容認できるのかなと思うのですよ。10分の1まで下げられるのだったら、このまま継続していただきたい。このまま継続できれば、とりあえずそんなビオトープはつくらなくても、ぎりぎり、それでも20分の1よりも大分高いわけですから、問題ではあると思いますけれども、生物的には大分よくなるだろうとは思っています。

それから、私、きのうも言いましたが、環境審議会の皆さんにぜひ知っておいていただきたいのは、この事業は環境アセスメントが全くやられていない、こんな大きな生態系の変化を及ぼすものであるにもかかわらず。国の法律、それから環境影響評価条例という鳥取県の条例もあります。それに違反しております。県内の生物関係の人にも、誰にも聞いていない。そこがスタートの間違いだと言っております。

それから、カラスガイ等の特定希少野生動植物に関する、保護に関する条例というのがありまして、これもお話したかもしれませんが、一般の人が勝手に捕ったり売買するだけでも懲役とか罰金がかかるのに、湖山池のものを絶滅させた。それは知らずに絶滅したわけではなくて、私とか、何人かの人々が相談を受けて、そんな塩分にしたら死にますよと絶対反対していたのに、それを無視してやってしまっておるということで、物すごく問題であります。

それから、生物多様性基本法、2008年にできておまして、どんな産業でも地元の生物多様性を損ねることのないようにということを規定してある。だからシジミが仮に何かとれるようになったとしても、そこにいるほかの生き物を全部死に至らしめてつくった、本来の産物ではないヤマトシジミをとれるようにして、それは何がうれしいのかなど、そんなシジミを誰が喜んで食べるのかということなのです。

それから、湖山池の石がま漁も去年とことし、もうできていないそうですので、あれは文化財なので、これはもしかすると文化財保護法でも違反になっているかもしれないというわけで、法令を全く遵守してないということですよね。その検討をきちんとあわせて、それを湖山池会議とか、上のほうの方はどこまで知っているのか。私たちは一生懸命話していますが、そういう話をさせてもらう機会を与えていただけていないので、どこが問題点なのかということを知っていただけていないと思うのですね。私は何回かあちこちで話

をしましたけれども、皆さんそれはおかしいと言っていたいております。生物関係者は全員怒っておりますので、県へのレッドデータブックなんかの協力はもうやめようかということも言っておりますし、警察に、明白に違反していますから、告発しようという話もしておるところです。冗談ではありません。2年前から言っているのに何もしてくれない。環境審議会も、これも形だけですよね。2年前の3月のときの環境審議会のとき、私、発言しましたけれども、残念ながらあれから何も変わっていない。この環境審議会ですら全然考慮さえされておられません、こんな大事な問題を。ということです。皆さんどういうふうにお考えでしょうか。

○日置会長

事務局のほう、お話ありますか。

○三木次長

済みません。かなり多くの御意見をいただいたのですが、まず、塩分濃度につきましては、今下がってきていますが、水門操作と同時に潮位の関係で、今、塩分が入りにくい状況で、4月以降については逆に塩分が入りやすい状況になるので、その中でコントロールを5,000の中でおさめていくということで、上がる方向にあるのを抑制していくということで、それは前提として御理解をいただけたらありがたいと思います。

それから、2ページのほうで、原因のところ御指摘がありました。塩分躍層のことが書いていないのではないかと御指摘がありましたが、事例につきましては、塩分濃度差による躍層の発達ということで、我々としては複合的な要因ということで考えております。その中で御指摘の点も当然入れておりますので、その辺は御理解をいただきたいと思っております。

○鶴崎委員

書いてないではないですか、ここに。

○三木次長

塩分濃度差による躍層の発達ということについてもお示しさせていただいております。

それから、ビオトープにつきましては、昨日も御意見いただきました。これにつきましては、専門家の御意見をいただきながら、どういう形がいいのかというのは検討させていただきながら進めていきたいと思っております。

それから、アセスメントにつきましては、やっていないという御指摘を受けましたけれども、アセスメントという仕組みの中では義務づけはないのですけれども、どういう形になるのかという影響につきましては、水質の観点ではシミュレーションをしておりますし、生物関係についても、定性的ではございますが、予測をして、どのような傾向になるかということについてはやった上で、住民の方にも、カラスガイについては不十分な点があるところは反省をいたしておりますが、植物等についてはお示した上でさせていただいております。

それから、専門家の意見が反映されていないのではないかとということもございました。我々として、モニタリング委員会とか環境審議会の委員というのは当然お話をさせていただいておりますし、例えば湖山池会議のほうにもモニタリング委員会の評議委員長さんとか、直接御出席いただきまして、お話をさせていただきましたが、これからもそういう機会を踏まえて、専門家の御意見が意思決定の湖山池会議のほうにきちんと伝わるように今後

も努めていきたいと思えます。

○鶴崎委員

いいですか。さっきやっぱり塩分を5, 000まで上げるという話をされましたですね。10分の1を超える塩分にしたら、とにかく回復しない。湖山池本来の生物はもう回復しないのは明らかでありますし、きのう言っていたヨシ原をつくるみたいな話もぎりぎり10分の1という前提があって初めて成り立つ話だと思います。そこを無視しないでいただきたい。これはモニタリング委員会の生物環境の委員が全員口をそろえてそういうふうに言っている。それをなぜ無視してまた上げるのかということですよ。

それから、例えば3ページの、お尋ねしようと思ったのは、将来ビジョン推進委員会というのがありますが、これには生物関係の方、どなたか出ておられるのでしょうか。日置先生、出ていますか。

○日置会長

いいえ。

○鶴崎委員

この将来ビジョン、3つの目標というのがある、良好な水質、豊かな生態系、それから快適な人の生活みたいなものがありましたが、そのうちの豊かな生態系についてはもう間違いなく悪くなる。ひどい。回復の見込みがない。戻せば戻るとは思いますが、前提が間違っていると断言しているのはそこ。さらに、水質も塩分を入れてから悪くなっている。少なくともよくなっていないし、私が見る限りははっきり悪くなっていると思います。さかのぼれば、試験導入というのを実は平成17年からしておりまして、ちょっと塩分を高めていたのですが、そこからはっきり悪くなっている。ヒシやアオコが問題なのでおっしゃいましたが、ヒシやアオコが問題化してきたのは平成17年だと広田課長は前におっしゃっていましたので、これはそもそも塩分の試験導入でそういうものが増殖した可能性が非常に高いと私は思っております。そもそもヒシやアオコがふえた原因をつくったのも県であるとするならば、その試験導入でこれはまずいと思って塩分を入れるのを控えるべきであったのに、逆にあげてしまって、もっと悪くしているという構図だと思います。そうではないという説明ができますか、科学的なデータで。

○日置会長

どうぞ。

○三木次長

ビジョンの委員会につきましては、いろんな御意見をいただく必要がありますので、いろんな意見をいただくような形で進めさせていただきたいと思えます。

それから、水質につきましては、昨日も報告させていただきまして、高い値が出ているというのは事実でございます。御指摘のありました、試験導入が契機かどうかというのは明確なことはわかりません。ただ、言えるのは、従来から非常に水質の悪化が進んできて、それで栄養塩の蓄積等も含んで全体的に悪化が進んできたところの中で、その悪化の中でヒシとかアオコの状態になったのではないかと考えております。

それから、水質につきまして、数値的に高いということがありますが、それは数値に出ておりますので、そうだとすることなのではと思いますが、一方で、透明感とか、そういうのが非常によくなったという住民の方の意見もありますので、そういう科学的な観点だ

けど、感覚がちょっとずれておるところもありますので、科学的にも水質の窒素とかリンについて、例えば有機性なのか無機態性なのかということももう少し研究をしてみて、それに基づいてよりよい水質にしていくという観点で検討と対策を考えていきたいと考えております。

○鶴崎委員

透明度が上がったという話がありましたが、さっき言われましたが、それは感覚であって、きれいになった気がしているだけであって、実際に測った透明度を見たら明らかに悪くなっているのを皆さん御存じですか。悪くなっているのですよ。だから透明度も含めてデータをきちんと住民に説明していないということですよ。ほかのCODとか、DOとか、全て悪くなっているとしか私には思えない。少なくともよくなっていない。何で悪くなったかという、やっぱり塩分を導入したことによる塩分躍層が、大きなのが夏場にできてしまっているからというのが一番大きな原因だと思います。恐らくこのままやっていると、去年の7月9日の大量へい死みたいなことが毎年確実に起こると予言します。細かいのは実はもっと、さっき2回しかないと言われましたが、実は小さい、ボラが死んだりコノシロが死んだりしているのは頻繁に我々も見ております。多分県も回収をされたら、大きなのはその2回でしたけれども。2回といっても最初のコイ、フナはもう1カ月以上続いておりましたので、大変かわいそうな状況でした。

こういう状況を、目標の3つ目の自然教育とか自然活動に生かすみたいなことを書いてあるのですが、どういうふうにしたら生かせるのかということです。とても恥ずかしい教育ですよ。だからそこがぶっちぎりでひどい。自治体がやった事業で地元の生き物を全滅させた事業というのはないのですよ。少なくとも、過去にさかのぼってもないですけども、こんなに生物多様性というのが大事だと叫ばれている今日、アセスメント法もできてから、2000年ぐらいですが、1999年からこっちですけども、この10数年、こんなひどい事業をやっている県はほかに全くありません。きのうもちょっと言ったのですが、山口県で去年の夏、激甚災害で川が、鉄道が流れたりしましたが、そういうところの復旧工事でさえちゃんとアセスメントをやっている。そういう時代なのです。なのにそういうことをしないで、しかも我々がこんなに指摘しているにもかかわらず、見直しをしようという気配がない。きのうのモニタリング委員会さえ塩分については全然見直す気配がありませんでした。きのう最後に日置先生がまとめられましたけれども、モニタリング委員会などの議論をちゃんと反映させるシステムをつくってほしいということを要望しましたけれども、これはもう緊急にお願いしたいと思っています。

○日置会長

事務局のほうは。

○中山部長

集約できますか。

○日置会長

この湖山池の高塩分化事業というか、汽水湖化事業については非常に問題が複雑で、根も深い問題でございます。ここで報告事項に対する意見として述べるのでは決して十分な議論ができるものではございませんので、審議会のたびにこういった議論になってくるわけですけども、環境審議会というのはやはり県の環境政策に関する重要事項を審議する

という位置づけでございます。なので1回集中審議のような機会を設けていただかないと、これはおさまりがつかないのかなというふうに会長としては個人的には考えております。またそれについては県のほうと相談をさせていただきたいと思っております。報告事項に対する意見という形ではなかなか難しいかなと。現在、皆さん御案内かと思っておりますが、湖山池会議とか、湖山池将来ビジョンの委員会とか、それからモニタリング委員会とか、さまざまな議論の場がありますけれども、それら全体の関係とか、当審議会の関係とか、そういったものをもう少し整理して、多様な意見が上手に、しかも科学的な知見に基づいて反映されて、湖山池の生態系の管理に生かされるような、そういう枠組みづくりから考える必要もあるのではないかと考えておりますので、県のほうも御対応をお願いしたいと思っております。

とりあえずきょうはそういうところでよろしいですか。

ちょっと時間がもう押してきました。報告事項について……。

藤原さん、ありましたら。

○藤原委員

済みません。PM2.5の測定結果がずっと測定されていると思うのですが、これが何かに広がっていくということがありますか。例えば日本海側のそういう被害を受けているような県がまとまって、中国のほうに抗議するとか、お願いをするとか、9月に大山登山したときに、6合目から上がったときに、灰色のフィルターがかかったような層がずっとすごい広い範囲に広がっていたのですよ。それで登山している人がみんな、これはPM2.5ではないかと言って、すごい天気がよくて、ふだんは日本海が青く見えるのに、日本海が灰色に見えたのですよ。それで、本当に灰色の帯がすごく広い範囲に広がっていて、下界にいる人はこの灰色の帯の空気の中で生活しているのだよね、本当にすごく怖いことだよねと言って、登山している人がたくさん言っていました。それで、その1週間後にまた大山登山をしたのですけれども、1週間後には何も見えませんでした。PM2.5は遠くから見たらあんなに灰色のフィルターになって見えるものかな、ほかの汚染物質かもわからないのですが、それを離れたところから見るととても怖かったので、もしこれがPM2.5であるならば、そういう結果をずっと見て、経緯を見るだけでなく、何か働きかけるような、そういうことも考えていただければありがたいのかなという思いです。

○金満課長

県のほうも国に対してそういう形で大陸関係のところに要望してくださいという形で環境省に要望活動しております。また、私どものほうも常時測定結果を皆さんに公表しておりますので、見ていただいたら多分、何日の何時ごろという形で言ういただければ、鳥取局はまだ動いておりますし、米子局も動いておりますので、もしあれでしたら、そのときの状況を見ていただければ、PMが高ければ、やっぱりPMの影響かなということ考えられますし、帯とかなんとか、ちょっと私どもわからない部分もございますが、私どもも今、年度末で4局、先ほど申しましたが4局で常時監視して、皆さんに情報提供しながら、皆さんの健康管理に使っていただきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○日置会長

藤原さん、よろしいですか。

もう時間も押したのですが、私、実はレジ袋について、1点だけお尋ねしたいのですが、

最近、東部の業務用スーパーなどで堂々と、うちはレジ袋は無料配布しておりますと店舗の入り口に掲げる等の、今までの努力を水泡に帰しかねないような業者もあります。そういった業者に対してどのような指導を考えられるか、もしお答えできたらお願いしたいと思います。

○広田課長

実際に、例えば東部地域のそういった店舗に対しては、協議会のほうの行政機関として、県のほうから協力要請なりは実施をしているところですが、そういった業者さんというのは結局全国一律の取り組みみたいな格好で、自分の店舗だけそんな行動はできないみたいな格好で、なかなか協力していただけない状況ですが、それぞれ個々の店舗に対しても、東部地域でもそういった協力要請は引き続き実施していこうと考えているところです。

○日置会長

自社のおきてが大事か、地域のおきてが大事かという問題だと思いますので、地域のおきてを守るのが地域に出店する者の務めであるというふうに強力に指導していただけないかなと思います。

○広田課長

お伝えはしますが、なかなか……。

○中山部長

店舗名を言っておいて。

○広田課長

トライアルさんだとか、そういったところが非常に大きな袋でされているということで、当然私どももそれは周知していて、直接そういった店にも言っておりますので、環境審議会でも話題になっておりましたということも含めて、強力に協力をしていただくように申し上げていきたいと思います。

○日置会長

そうですね。審議会というのは広く県民の意見を行政に生かす場ですので、その場でもそういったことであると言っていたかと、また少し違うかなと思います。

○広田課長

了解しました。

○日置会長

朝山さん。

少し時間が延びますが、御了解ください。

○朝山委員

済みません、遅くなって。

○日置会長

どうぞ。

○朝山委員

一番最初の話に戻してしまうのですが、今回の重要な案件の中に中海にかかわる湖沼の水質保全ですとか、それから最後の湖山池の問題もそうなのですが、私たちの審議の中に結果だけがこういう形で出てきて、これで最後にやります、いいですか、悪いですかというだけの審議になっているような感じがしてしまっていて、非常に環境に対するすごく重要な

問題を審議させていただく場で、先ほど鶴崎先生のほうからもお話がありましたように、決まってしまう前から、もう本当の枝葉のところの最後のところでいいのか悪いのかと、このままこういうふうに進めます、いいですか、悪いですかという感じの結果だけを求められているような感じがします。例えば中海に関する問題について、資料1の7ページのところに主な対策が掲げられて9番目まであるのですが、この対策についてを誰が決めて、どういうふうになってここに登場してきて、それから数値目標というのが決められて、この数値目標に向かう手段がこれですということで、もう決まっているのですけれども、これだけの鳥取県内の専門家の先生方もいらっしゃる中で、これだけでいいのか。こういう方法でいいのかどうか。結果的に河川の浄化をするのにはしゅんせつで終わってしまって、しゅんせつにすごいお金をかけて、それで少しはきれいになりました、これで数値目標を達成しましたで終わっている。20年も30年も前からずっと同じようなことをやっているような気がします。

昨年、突然圃場事業の中で、県内の人を雇用した場合に、1人30万円で、それに指導者がプラス30万円で、半年分の費用が出て、それで県内の問題を解決しようという中に、湖沼の水質保全についてというテーマもありまして、そういうのがぽっと出て、一応応募してみたのですが、200万ぐらいの費用で、湖沼の浄化が高過ぎるからだめだということで没になったのですけれども、こういうような対策がどこに位置されていて、この水質の浄化のために誰が決めて、どういうふうになっているのかさっぱりわからない状態で、こういう水質の浄化のためにどういう対策をやらなければいけないということの意見を求める場だったり、先ほどの鶴崎先生のように、湖山池の浄化のためにはこういう基礎的な状況があってという、もっと多くの知識の中で、この専門家の先生方で判断したり意見を求めたり、それが、こういう対策がいいのか悪いのかということも審議する場はあってもいいのではないかなと思います。それから、そういう意見が出てきたときに、それを審議する場所というのもどこでやっていらっしゃるのかというのもわからないので、そういったことも、せっかくこれだけのメンバーで審議をしているのであれば、議題に出していただきたいなと思いました。

○日置会長

どうぞ、お願いします。

○金涌課長

済みません。先ほどの話で、第5期の計画につきましては、この環境審議会でも審議していただいて、決定して、今、進めているところで……。

○中山部長

そういう話ではない。これからの決め方をどう……。

○金涌課長

今回諮問をさせていただきましたが、資料1の2ページでございますが、基本的にはこういう考え方で進めたいと考えていますが、先ほど御意見が出まして、環境審議会でもまた御意見を伺う機会を設けたりというのを考えてみたいと考えておる状況でございます。

○朝山委員

今回もそうですけれども、皆さん、審議が決まったもののテーマの中で審議して、時間がたって終わりという形になっていますので、やはり環境をよくするために皆さんの意見

を求める時間というのも別途設けていただけたらと思います。よろしく申し上げます。

○日置会長

ごもっともなのですけれども、今回のこの諮問に関してはこれから審議するというところで、意見は言う時間はまだ十分ございます。一住民としてでも結構ですし、委員としてでも意見をぜひ言っていただきたいと思います。

ほかにはよろしいですか。

よろしければ、今の報告事項に対する質疑は終わりにして、最後、ちょっと時間が延びましたけれども、次第の3、その他について、事務局から何かありましたら御説明をお願いします。

○後藤田課長補佐

それでは、1点だけお願いいたします。環境立県推進課の後藤田と申します。環境審議会の事務局のほうを担当しております。

次第の5ページを御確認ください。鳥取県環境審議会運営要領でございます。これの第8条でございます。審議会の庶務についての県庁の各課の課名が書いてございます。一番最後、緑豊かな自然課と書いてございますが、平成25年4月の県庁の組織改編で課名が変わりまして、以前は公園自然課でしたけれども、緑豊かな自然課ということで変更させていただいております。これは総会のほうで御了解いただくべきところでございますが、時間がなかったという関係で、日置会長のほうに御了解をいただいた上で改正をさせていただいております。以上でございます。

○日置会長

ただいまのは課名改称に伴う形式的な改正ということでございますので、御了解いただきたいと思います。

審議会の審議状況と今後の見込みについて御説明をお願いします。

○後藤田課長補佐

続きまして、7ページをごらんください。これは前々回、24年8月20日に審議会を行った以降、決議、全体会、あるいは部会で議決した事項等の一覧でございます。その下は審議会の開催状況、はぐっていただきまして、8ページ、この開催状況の少し詳しく目に書かせていただいております。

最後、今後の審議の見込みでございますが、これは現時点の予定ということで、とりあえずやるであろうということを書かせていただいておりますので、部長が申し上げたとおり、これで終わりというわけではございませんが、今のところ、来年度に向けまして、環境基本計画の次期実行計画についての諮問、それから次期廃棄物処理計画の諮問を9月ごろ予定しております。継続案件といたしましては、きょう諮問をいたしました第6期の中海の関係、それ以外に地下水・温泉部会、鳥獣部会を随時開催していきたいと思っております。以上です。

○日置会長

これについて御意見があればお願いします。

御発言がない方々もよろしい……。

山本さん。

○山本委員

山本です。諮問案件が9月に環境基本計画の次期実行計画があるということで、そちらのほうでお話しいただけるかなとも思っているのですが、環境マターではないのかもしれませんが、鳥取県東部にバイオマス発電所、大きなものができるということと、大きなお金も動くということですが、それについての基本的な、例えば鳥取県東部や鳥取県内の森林の問題や間伐材がそもそも集まるのかという問題、そもそも工業用地としては処分というか、売れるのではあるでしょうが、それに及ぼす影響等々のことも考えますと、環境基本計画の中に自然エネルギーによるエネルギー自給率のほうもビジョンがあったと思いますので、そこら辺を、先ほどのようにできてしまっただけからもうどうしようもないというのではなくて、少し私たちもそれについて情報を聞き、また、環境審議会委員として意見を提案できる場があるといいなと思いました。

○広田課長

ありがとうございます。次期実行計画が今年度、26年度までが、今、実行計画、環境イニシアティブプランを進めているところでございますので、その中にも、今、山本委員さんがおっしゃったエネルギーシフトの自給率に向けた取り組みなりというのは入れ込んでおりますし、次期計画にも当然ながらそういった項目は入ってこようかと思っておりますので、その時期に応じた情報提供もさせていただきながら、また、26年度までの実績を踏まえて、次期計画については皆さん方からいろんな方面の意見をいただいて、次期実行計画をつくってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○日置会長

ほか、よろしいでしょうか。

スケジュールを拝見しますと、9月ごろ、少なくとも1回全体会があるという理解でしょうか。また来年の1月ぐらい、冬場にもあるという、来年度は少なくとも2回本会があるということだと思っておりますが、部会のほうを見ますと結構疎密がございまして、こういう全体会ではなかなか人数も多くて発言も限られますので、もう少し部会を頻繁に開いていただく等をして、皆さん、いろいろ活発に御意見をお持ちですけれども、それが結局時間がないとか、十分発言できないという、潜在的に埋もれてしまっているような状況もあるかに思いますので、そういったことがないように御配慮いただけないかなと会長としてお願いしたいと思っております。

議事不手際で、また延びてしまいましたけれども、ではこれで事務局のほうにお返ししたいと思っております。

○広田課長

それでは、以上をもちまして、本年度第1回環境審議会を終えたいと思っております。長時間にわたり御協議いただきまして、まことにありがとうございます。今後ともよろしくお願いいたします。